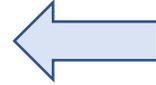


# (仮称)大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)の骨子(案)について

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 はじめに

- (1)計画策定の背景
- (2)計画策定の趣旨
- (3)計画の位置づけ
- (4)計画期間
- (5)第1期計画の振り返り

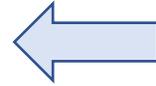


【資料2参照】 P1～16

- ・こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正(以下、改正法という。)やこども大綱の策定等、第1期計画策定以降の動きなども踏まえて、記載内容を更新
- ・第1期計画の振り返りを挿入

## 2 こども、子育て家庭の状況

- (1)大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要
- (2)困窮度の分類
- (3)経済的資本の欠如の状況
- (4)ヒューマンキャピタルの欠如の状況
- (5)ソーシャルキャピタルの欠如の状況

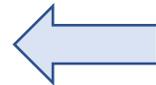


【資料2参照】 P17～43

- ・第1回策定部会にて確認いただいた令和5年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果を反映(一部、図表を追加)

## 3 主な課題

- (1)家計と収入に関すること
- (2)ひとり親世帯等に関すること
- (3)学習習慣・生活習慣に関すること
- (4)つながりに関すること
- (5)必要な支援の利用に関すること



【資料2参照】 P44～46

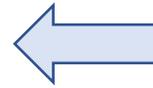
- ・第2回策定部会にて確認いただいた実態調査から見えた主な課題を反映(課題を6つから5つに整理)

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

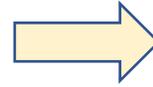
#### <現計画>

すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組む成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。



【資料2参照】 P47

・改正法の目的や理念等を勘案して改正

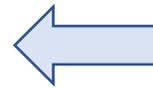


#### <次期計画>

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有(※1)し、貧困により、子どもや若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないように(※1)、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため(※1)、必要な支援が切れ目なく行われる(※1)ことで、一人一人の豊かな人生を実現(※2)できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

※1 改正法第1条、第3条第2・4・5項 ※2 こども大綱 こども施策に関する重要事項(4)

### 2 施策体系



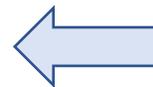
【資料2参照】 P47

・第2回策定部会にて確認いただいた施策体系について、基本理念の実現に向け、考え方を整理

【資料2参照】 P48

・施策体系の考え方に基づく具体的取組内容については、次回策定部会において議論

### 3 計画の指標



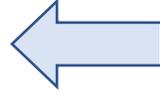
【資料2参照】 P49

・支援を必要とする人に、必要な支援が届いているかといった観点から目標を設定(今回は1項目のみ例示。今後、事業担当部署と調整。)

・第1期計画における計画指標をベースに、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標を設定

## 第3章 主な取組

- 施策1 学びの支援の充実
- 施策2 家庭生活の支援の充実
- 施策3 生活基盤の確立支援の充実
- 施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

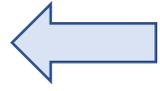


### 次回の策定部会において議論

【資料2参照】 P50  
・こどもの貧困対策に資する取組・事業を中心に「主な取組」として掲載する(事業担当部署と調整)

## 第4章 計画の推進にあたって

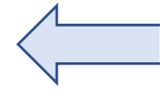
- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理
- 3 国・大阪府など関係機関との連携



【資料2参照】 P51  
・計画の推進体制や進捗管理について記載内容を更新

### 参考資料

- 1 用語の説明
- 2 こども・子育て支援会議条例
- 3 こども・子育て支援会議条例施行規則
- 4 大阪市こどもの貧困対策推進本部設置要綱
- 5 パブリック・コメント手続きの実施結果について
- 6 図表目次



### 次回以降で更新

【資料2参照】 P52  
時点更新